

第5回消費生活用製品安全法に基づく
リコールの実効性改善に関する検討会
議事要旨

日 時 令和元年5月29日(水) 13:30~15:00
場 所 経済産業省別館3階302各省庁共用会議室

出席者

(委員)

向殿座長、尾身委員、片岡委員、川島委員代理、土田委員、名畑委員代理、
畠山委員、町田委員、三浦委員、渡辺委員

(オブザーバ) 消防庁、消費者庁

(事務局) 経済産業省

福島大臣官房技術・総括審議官、米田大臣官房審議官(産業保安担当)、
原製品安全課長、大澤製品事故対策室長他

議 事

1. リコール検討会の結果報告書(案)について
2. 業界団体によるリコール実施状況の評価ガイドラインの紹介
 - ・家電製品協会
 - ・日本ガス石油機器工業会

議事概要

【議題1. リコール検討会の結果報告書(案)について】

事務局より資料に基づき、リコール検討会の結果報告書(案)について説明。主な意見は以下のとおり。

○リコールハンドブック(案)について、赤字で見え消ししてある文章ところは文章を削除して公表するというのか。ダイジェスト版は作成しないということか。

→そのとおり。

○リコールハンドブックは、ページ数が多すぎると実務的に使いづらい。実務部分と参考編を分けてダウンロードできるようにすればいいのではないか。

○リコールハンドブック内に残存率のリコール実施率への反映について明記していただいてありがたい。

○ネットモール事業者との情報共有については、きちんと続く仕組みを考えていただきたい。

公表にあたり、今後の修正等、内容について座長に一任することとなった。

【議題2. 業界団体によるリコール実施状況の評価ガイドラインの紹介】

家電製品協会、日本ガス石油機器工業会より、資料に基づき説明。主な意見は以下のとおり。

○リコール進捗報告終了後にまた事故が起きた場合は、どう対応するのか。

→リコール検討会の結果報告書に、事故が再発したときは報告を再開するということを明記している。

○進捗報告終了は、リコールの終了ではないことを強調していかなくてはいけない。消費者に誤解を与えかねないので、告知に際しては、誤解のないような形とするべき。

報告書案、リコールハンドブック案については座長とも相談した上で確定版を委員に送付し、公表のタイミングについても調整をする。6月の半ばまでにリリースをしたい。その後、関係産業界の方々に周知徹底のご協力をお願いをさせていただく。消費者グループの方々には、リコール品を放っておくと危険であるということの周知をお願いさせていただくこともあると思う。

今回の会をもって、終了。

(お問い合わせ先)

産業保安グループ 製品事故対策室 (担当：橋爪、山中)

電話：03-3501-1707 (直通)